

(仮称) 仙台市医療政策基本方針 (中間案) に寄せられたご意見と本市の考え方(4件)

○第6章 市関係医療機関における良質な医療の提供についてのご意見(4件)

No.	ご意見等	本市の考え方
1	『仙台市内で唯一「第二種感染症指定医療機関」に指定されており、』と記載ですが、厚生労働省のHP第二種感染症指定医療機関指定状況(令和5年4月1日現在)医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく病院開設許可申請書に記載された名称によると、仙台市内では、『51仙台市立病院、57医療法人宏人会木町病院、58独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台病院、59公益財団法人宮城厚生協会 長町病院、60光ヶ丘スベルマン病院、61医療法人徳洲会病院』と6病院が記載されます。 『仙台市内の第二種感染症指定医療機関で、唯一感染症病床を有しています。』というような表現にすると、問題がないかと思えます。	53ページの「仙台市内で唯一「第二種感染症指定医療機関」に指定されており、～」という表現を「「第二種感染症指定医療機関」に指定されており、～」に、58ページの「市立病院は、市内で唯一の「第二種感染症指定医療機関」であり、～」を「市立病院は、市内の「第二種感染症指定医療機関」で、唯一感染症病床を有しており、」と修正させていただきます。
2	(2) 仙台病院の概要 昭和53年と55年を、1行にまとめ、 平成6年 老人性痴呆疾患センター病棟開設を追加 平成16年の欄を削除。(平成23年12月現病院工事着工 の欄も削除?) 平成26年11月の箇所を、 『平成26年』5月宮城県知事より「地域医療支援病院」の承認 11月現病院にて診療開始 平成30年(公財)日本医療機能評価機構による病院機能評価認定 令和5年3月(公財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価(3ndG:ver2.0 一般病院2)」の認定(尚、 仙台市立病院、HPの病院の沿革参照	沿革につきましては、代表的なものを記載させていただいていますので、原案のとおりとさせていただきます。
3	このページのICU・HCU・DMAT等の英語の略語説明は、削除しても差し支えないかと思えます。『ICU:集中治療室、DMAT:災害派遣チーム、』 災害医療:全体的に内容を簡潔にして、追加『熊本・能登半島地震等の大規模災害時には、DMAT(災害派遣医療チーム)、JMAT(日本医師会災害医療チーム)、災害支援ナース等が、被災地で活動を続けております。』のような、一文を追加は、可能でしょうか?	ICU・HCU・DMAT等の英語の略語説明につきましては、他ページでの略語表記とも合わせ、「集中治療室(ICU: Intensive Care Unit)」、「高度治療室(HCU: High Care Unit)」、「災害派遣医療チーム(DMAT)」、「新生児集中治療室(NICU: Neonatal Intensive Care Unit)」、「新生児治療回復室(GCU: Growing Care Unit)」と修正させていただきます。 能登半島地震ほか活動実績の紹介は、他のページでの記載内容とのバランスから割愛させていただきます。

(仮称) 仙台市医療政策基本方針 (中間案) に寄せられたご意見と本市の考え方(4件)

○第6章 市関係医療機関における良質な医療の提供についてのご意見(4件)

No.	ご意見等	本市の考え方
4	<p>「地域完結型医療」を推進しています。</p> <p>「地域完結型医療」とは、患者さんの身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特長を活かしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目の無い医療を提供していこうというものです。初期治療や慢性疾患の投薬等は身近な地域の「かかりつけ医」が受け持ち、専門的な治療や高度な検査、入院治療、救急医療は地域の中核病院が受け持つ形です。また、急性期の治療が終了し病状が安定した場合は「かかりつけ医」などの地域の医療機関で診療を継続していただきます。</p> <p>治療・検査が終了し、病状が安定しましたら、ご紹介いただいた「かかりつけ医」に当院から逆紹介することで、患者さんの身近な地域で安心して療養を続けていただけます。</p> <p>また、在宅療養に不安のある患者さんには、医療ソーシャルワーカーや在宅療養を支援する専任の看護師が地域のケアマネージャー等と連携して、治療やりハビリ等が継続できる医療機関、保健・福祉施設等、適切な機関や、在宅療養を支援するサービスをご紹介します。</p> <p>地域医療支援病院の役割</p> <p>「地域完結型医療」の中心的役割を担うのが「地域医療支援病院」です。地域の医療機関を支援することで地域全体の医療の質が向上し、地域によりよい医療が提供できるようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関との連携 ・救急対応 ・医療機器等の共同利用 ・登録医との共同診療 ・地域の医療従事者に対する研修の実施 	<p>P.54の(3)②については、総務省より示されたガイドラインにおいて、地域包括ケアを推進していくための果たすべく役割・機能について記載することとされていることから、市立病院が地域完結型医療の中心的な役割を担い、地域医療支援病院として他の医療機関との連携強化を図っていくための具体的な取り組みを記載しているものであるため、これ以上の詳細な記載は行わずに原案のとおりとさせていただきます。</p>